

伊勢広域環境組合
ごみ処理施設整備事業に係る

都市計画の変更素案および 環境影響評価方法書 説明会



これより、「伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備事業に係る都市計画素案および環境影響評価方法書」の概要について、ご説明いたします。



● ごみ処理施設整備事業の概要

- ・ 老朽化している現在のごみ処理施設について、建替えを計画しています
- ・ 事業主体は、伊勢広域環境組合です
- ・ 環境影響評価その他の手続きは、伊勢市都市計画課が行います



大きな施設であることから、以下のような調査や手続きが必要となります

市全体から考えた
施設の配置・規模 など

施設を建てることによる
環境保全への配慮



ごみ処理施設の都市計画決定



環境影響評価の実施

現在、伊勢広域環境組合では、老朽化している現在のごみ処理施設について、建替えを計画しています。この、ごみ処理施設整備事業の事業主体は伊勢広域環境組合ですが、これからご説明いたします環境影響評価やその他の手続きにつきましては、伊勢市都市計画課が行います。

一般的に、ごみ処理施設とは規模が大きく、環境の保全について適切な配慮の確保が必要な施設であることから、ここに示す2つの観点から調査や手続きを行うことが必要となります。

一つ目は、市の全体を考えた上で、施設の配置や規模などを決めることです。これにつきましては、都市計画決定という手続きが必要になります。

二つ目は、施設を建てることによる環境への影響を調べることです。これにつきましては、環境影響評価というものを実施します。



● 都市計画決定の変更について

- ① 都市計画とは
- ② 都市計画の変更素案の内容
- ③ 都市計画と環境影響評価

● 環境影響評価方法書について

- ① 環境影響評価の手続きについて
- ② 事業計画の概要（事業特性）
- ③ 建設候補地及びその周囲の概況（地域特性）
- ④ 環境影響評価項目
- ⑤ 調査、予測及び評価の手法

● 今後の手続きについて

本日ご説明する内容は、スライドにお示した項目です。

都市計画決定の変更についての3つの項目、次に環境影響評価方法書についての6つの項目、最後に今後の手続きについてご説明いたします。なお、環境影響評価方法書については、事業者である伊勢広域環境組合からご説明いたします。



● 都市計画 とは

- ・ 暮らしやすい秩序ある都市をつくることを目指して定める「市全体の将来のすがた」
- ・ 都市づくりの基本的な方針や土地利用のルール、都市施設の整備などを定める
- ・ 都市計画の決定権を持つのが「都市計画決定権者」



ごみ処理場は、伊勢市が都市計画決定権者です。

● 都市施設 とは

- ・ 都市での活動を支え、生活に必要な施設で、都市計画に定めることができる施設（道路や公園、学校など）
- ・ 市の現状や将来の見通しなどから考え、適切な規模で必要な位置に定める



既存のごみ処理場は、都市施設として既に都市計画に定められており、施設の新設に際しては、都市計画決定内容の変更が必要となります。

まず、①都市計画とは何かについてご説明いたします。

都市計画とは、暮らしやすい秩序ある都市を作ることを目指して定める、「市全体の将来のすがた」のことです。都市づくりの基本的な方針や土地利用のルール、道路や公園などの都市施設の整備について定めます。都市計画の決定権を持つ人を「都市計画決定権者」と言い、ごみ処理場については、伊勢市が都市計画決定権者になります。

都市施設とは、都市での活動を支え、生活に必要な施設で、都市計画に定めることができる施設のことをいい、例えば道路や公園、学校などがあります。市の現状や将来の見通しなどから考え、適切な規模で必要な位置に定めることができます。

ごみ処理場に関して、既存のごみ処理場は、生活に必要な施設として既に都市計画に定められており、今回の施設の新設に際しては、都市計画決定している内容の変更が必要となります。



都市計画に定める事項は**名称、位置、面積、区域**

項目	変更前	変更後（素案）
名称	伊勢広域清掃工場	伊勢広域環境組合 ごみ処理施設
位置	伊勢市西豊浜町	（変更なし）
面積	約2.9ha	約6.05ha
備考	焼却施設 240 t / 日 粗大ごみ処理施設 45 t / 日 リサイクル施設 34.5 t / 日	可燃ごみ処理施設 211 t / 日 粗大ごみ処理施設 15 t / 日 リサイクル施設 12 t / 日



※**特定用途制限地域**（地域にそぐわない建物を制限する都市計画）

→ごみ処理施設整備との整合を図るために、都市計画変更を行う。

次に、②都市計画の変更素案の内容についてご説明いたします。

都市計画で定める事項としては、名称、位置、面積、区域があります。

今回の施設の更新にあたり、名称を「伊勢広域環境組合ごみ処理施設」に変更します。

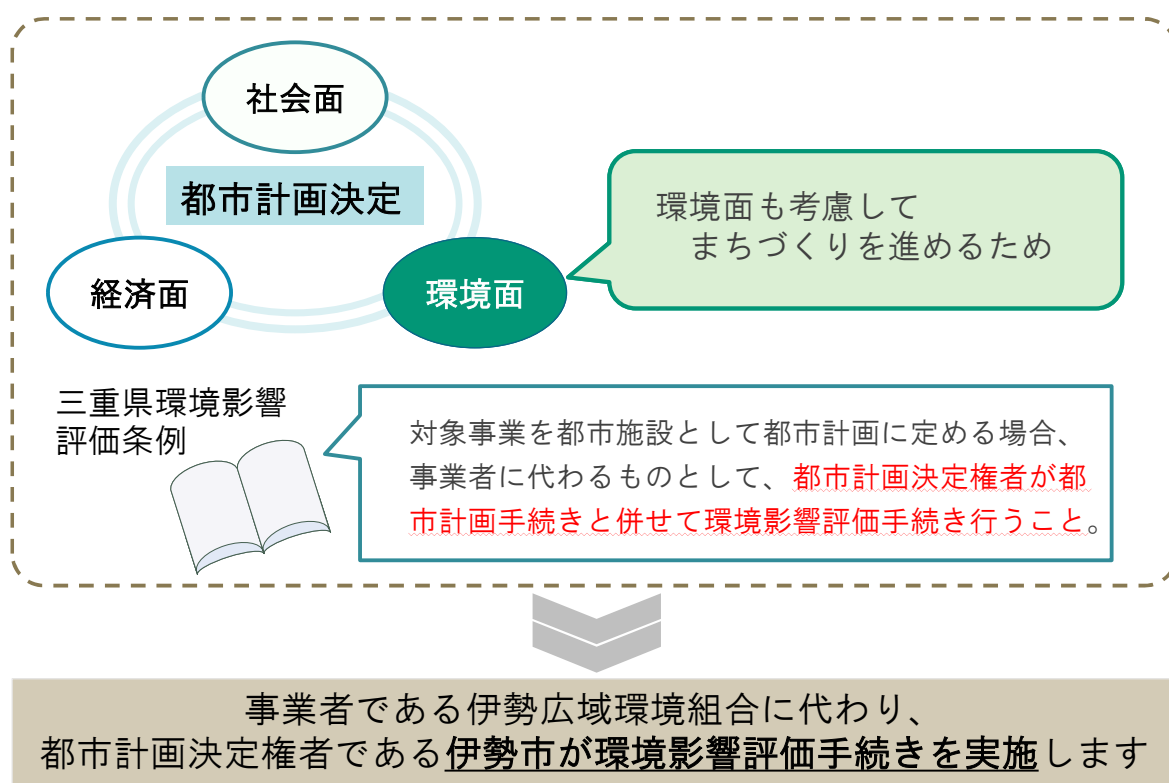
位置は変更前と同様に伊勢市西豊浜町で、区域は図に示すとおりです。変更前となる既存施設区域の東側に、新設するごみ処理施設の区域を約3.53ha拡大し、変更後は一体として約6.05haの区域を設定する計画です。

なお、南側の黄色塗りの区域は、今後ごみ処理施設としての利用を想定していないため、廃止することとします。

また、各施設の処理能力についても、備考に記載のとおり変更する計画としています。

さらに、この図において「変更後」としている東側の区域につきましては、ごみ処理場の都市計画変更と併せて、「特定用途制限地域」という都市計画についても変更を行います。この特定用途制限地域は、地域にそぐわない建物を制限する都市計画制度で、ごみ処理施設整備との整合を図るために、都市計画の変更を行おうとするものです。

なお、ここにお示ししているのはあくまでも構想段階の計画内容であり、これから実施する調査の結果によっては、内容を変更する場合があります。

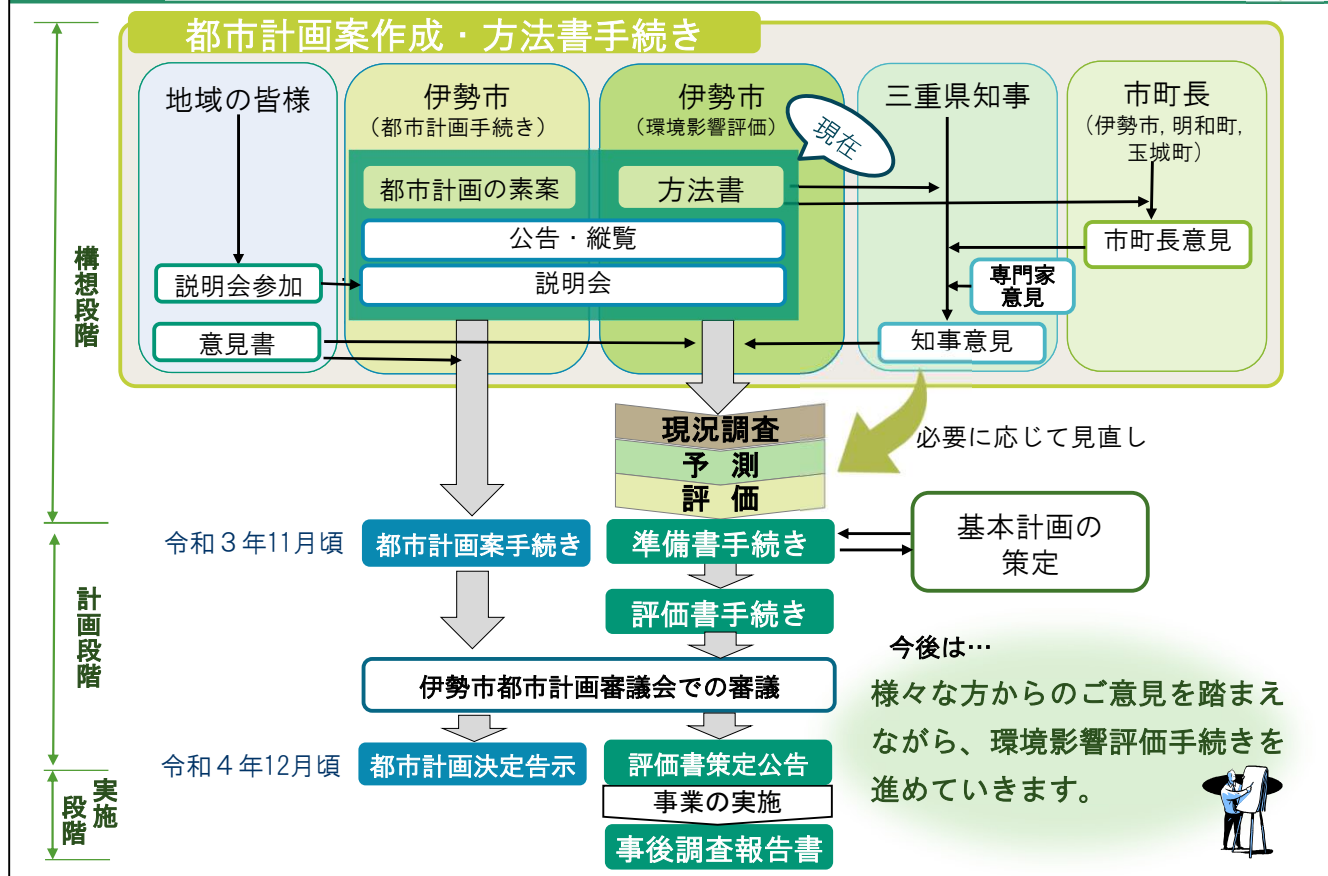


次に、③都市計画と環境影響評価の実施者についてご説明いたします。

都市計画決定は社会面、経済面だけでなく、環境面も考慮して判断する必要があります。三重県環境影響評価条例では、「対象事業を都市施設として都市計画に定める場合、事業者に代わるものとして、都市計画決定権者が都市計画手続きと併せて環境影響評価手続きを行うこと。」とされています。

本事業においても都市計画手続きを伴うことから、事業者である伊勢広域環境組合に代わり、都市計画決定権者である伊勢市が環境影響評価手続きを進めます。

手続きの流れ



次に、手続きの流れについてご説明いたします。

この図は、都市計画の変更と環境影響評価の手続きを併せてお示したものになります。

現在は都市計画素案作成および方法書の手続きとして、スライド上では、濃い緑色で囲った部分、伊勢市が作成した都市計画素案と方法書について縦覧を行っている段階です。縦覧とは、都市計画素案と方法書を市役所や図書館などの公共施設に設置し、市民の皆様にご覧いただくことです。縦覧期間中は、都市計画素案や方法書についてのご意見を受け付けております。

今後は、この図にありますように、都市計画と環境影響評価の手続きを併せて進めていきます。そして事業といたしましては、都市計画決定告示と評価書策定公告を行った後に、実施していくことになります。

今回お示しする都市計画素案および方法書につきましては、あくまでも構想段階のもので、必要に応じて見直しや内容の変更を行うなど、様々な方からのご意見を踏まえながら進めていきます。また、基本計画の策定など、事業計画の検討も合わせて進めます。



● 環境影響評価方法書について

- ① 環境影響評価の手続きについて
- ② 事業計画の概要（事業特性）
- ③ 建設候補地及びその周囲の概況（地域特性）
- ④ 環境影響評価項目
- ⑤ 調査、予測及び評価の手法

続いて、環境影響評価方法書について、ご説明いたします。

それでは、①環境影響評価の手続きについてから、伊勢広域環境組合よりご説明いたします。

「環境影響評価」とは



- 道路
- ダム
- ごみ処理施設
- 鉄道
- 発電所
- など

これらは人が豊かな暮らしをするために必要な施設です。

大きな施設を建てると環境に対してどのような影響が生じるのか。施設を建てる前にきちんと確認する必要があります。



環境影響評価（環境アセスメント）とは

施設を建てる土地やその周囲の環境を事前に調査し、施設を建てることでどのような影響が発生するのかを予測・評価します。

その結果を公表して、地域の方々や地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえてより良い事業計画を作り上げていこうという手続きです。

それでは、①環境影響評価の手続きについてご説明いたします。

まず、「環境影響評価」とは何かについてご説明いたします。

道路や鉄道、ダム、発電所、それからごみ処理施設などは、人々が快適で豊かな生活をするために必要不可欠な施設です。その一方で、大きな施設を建てると環境に対してどのような影響が生じるのか、施設を建てる前にしっかりと確認する必要があります。

そこで、環境影響評価、別名環境アセスメントという制度があります。この制度は、施設を建てる土地やその周囲の環境を事前に調査し、施設を建てることでどのような影響が発生するのかを予測・評価するものです。その結果を公表して、地域の方々や地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえてより良い事業計画を作り上げていくことができます。

環境影響評価手続きの流れ



「三重県環境影響評価条例」に基づいて実施します。

方法書

環境影響評価を行う方法をまとめた図書

現在はこの段階

調査・予測・評価（現地調査を実施）

準備書

環境影響評価の結果について意見を聴くための準備としてまとめた図書

評価書

環境影響評価の結果をまとめた図書

事業の実施

事後調査

事後調査
報告書

事後調査の結果をまとめた報告書

意見を聴く機会

住民等

市町長

知事



次に、環境影響評価手続きの流れについてご説明いたします。

今回、組合が計画しているごみ処理施設は、三重県環境影響評価条例に基づいて、環境影響評価の手続きを実施します。

環境影響評価手続きの流れとしては大きく方法書、準備書、評価書があり、現在は方法書の段階です。方法書は環境影響評価を行う方法をまとめたもの、準備書は環境影響評価の結果について意見を聴くための準備としてまとめたもの、評価書は環境影響評価の結果をまとめたものとなっております。事業実施の際は、必要に応じて工事中や施設が稼働し始めた段階で事後調査を行い、事後調査報告書を作成します。

方法書、準備書の段階で地域の皆様や市町長、県知事からの意見を聴く機会があり、いただいた意見も踏まえて、環境影響評価手続きや事業計画の検討を進めていきます。



方法書

これから行う環境影響評価の計画書

方法書の内容

■ 環境に影響を与える可能性のある**行為**は何か

■ 影響を受ける可能性のある**環境**は何か

- ✓ 何について
- ✓ いつ
- ✓ どこで
- ✓ どのように

調査、予測、評価を行うか



次に、「環境影響評価方法書」とは何かについてご説明いたします。

環境影響評価方法書とは、これから行う環境影響評価の計画書のようなものです。

環境に影響を与える可能性のある行為は何か、また、影響を受ける可能性のある環境は何かを整理したうえで、何について、いつ、どこで、どのように調査や予測、評価を行っていくのかを記載しています。



● 環境影響評価方法書について

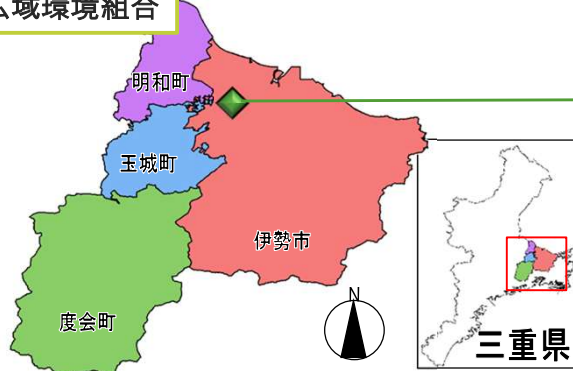
- ① 環境影響評価の手続きについて
- ② 事業計画の概要（事業特性）
- ③ 建設候補地及びその周囲の概況（地域特性）
- ④ 環境影響評価項目
- ⑤ 調査、予測及び評価の手法

続いて、②事業計画の概要（事業特性）についてご説明いたします。

ごみ処理施設の現状



伊勢広域環境組合



施設	可燃ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	リサイクルプラザ
供用開始	平成8年～ (旧施設：昭和50年～)	平成7年～	平成12年～
経過年数	24年 (旧施設：45年)	25年	20年

老朽化が著しく、適正処理、安定処理及び維持管理費等を考慮すると、新たな施設への更新が求められている状況です。

まず、ごみ処理施設の現状についてご説明いたします。

事業者である伊勢広域環境組合は、伊勢市、明和町、玉城町及び度会町で構成する一部事務組合であり、ごみ処理施設の運営・維持管理を行っています。

構成市町から排出される一般廃棄物のうち、そのほとんどを現在、可燃ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設、リサイクルプラザにて処理していますが、これらの施設については供用開始後、20年から25年ほど経過しています。さらに可燃ごみ処理施設については、ごみピットを含む建築物の一部は昭和50年4月に供用開始した旧施設から活用しているため45年ほど経過しており、老朽化が著しく、適正処理、安定処理及び維持管理費等を考慮すると、新たな施設への更新が求められている状況です。



本事業の目的

構成市町におけるごみの適正処理、安定処理を維持するため、老朽化しているごみ処理施設の更新を行う



～基本コンセプト～

安全・安心を確保しつつ、循環型社会の形成と廃棄物エネルギーの有効利用にも配慮した、地域に親しまれる施設とします

施設整備の基本方針

- 1 安全・安心に配慮した施設
- 2 構成市町で発生する一般廃棄物を安定的に処理できる施設
- 3 経済性・効率性に優れた施設
- 4 資源とエネルギーを高効率に回収し有効利用を図ることが可能な施設
- 5 処理に伴う二酸化炭素等の排出量の低減が図られた環境に優しい施設
- 6 地域に開かれ親しまれる施設
- 7 地域社会に貢献できる施設
- 8 災害に強く災害時においても地域に貢献できる施設

次に、事業の目的についてご説明いたします。

本事業の目的は、構成市町におけるごみの適正処理、安定処理を維持するため、老朽化しているごみ処理施設の更新を行うこと、としています。

組合では、昨年度ごみ処理施設の整備方針などをとりまとめた「ごみ処理施設整備基本構想」を策定しました。本事業の基本コンセプトとして「安全・安心を確保しつつ、循環型社会の形成と廃棄物エネルギーの有効利用にも配慮した、地域に親しまれる施設とします。」を掲げ、この実現に向けた8つの施設整備の基本方針を示しています。

建設候補地(対象事業実施区域)の位置



基本構想等での検討結果から、既存施設の隣地を建設候補地としました

項 目	概 要
位 置	伊勢市西豊浜町 597番地1ほか
面 積	約3.53ha

位置図



詳細図



次に、建設候補地(対象事業実施区域)の位置についてご説明いたします。

建設候補地は、基本構想等での検討の結果、伊勢市西豊浜町の既存施設の隣地としました。最終的には既存施設と一体的な土地とする計画です。

計画施設の概要



項 目		計画諸元
位置		三重県伊勢市西豊浜町597番地1ほか (既存施設の隣地)
稼働目標年度		令和8年度
可燃ごみ 処理施設	処理能力	211 t / 日 (災害廃棄物を含む)
	処理方式	未定 (焼却、溶融、メタンガス化)
	エネルギー利用	発電、温水、蒸気等への利用
	エネルギー 回収率	20.5%以上
	煙突高さ	未定 (45m以上)
マテリアル リサイクル 推進施設	処理対象物	・粗大ごみ、缶・金属類 ・乾電池・蛍光管・ガラス ・くずびん類、陶磁器類・資源びん ・ペットボトル
	処理方式	破碎・選別、 選別または圧縮梱包

既存施設 (240 t / 日) より
も小さくなります。

廃棄物エネルギーの
回収を積極的に行い
ます。

利用方法は
現在検討中です。

次に、計画施設の概要についてご説明いたします。

表に示すとおり、位置につきましては既存施設の隣地で、稼働目標年度は令和8年度としています。

可燃ごみ処理施設の処理能力は日量211トンを計画しており、既存施設よりも小さくなります。処理方式は焼却、溶融、メタンガス化のいずれかとなります。また、廃棄物エネルギーの回収を積極的に行い、発電、温水、蒸気等へ利用する計画であり、具体的な利用方法は、現在組合で実施している基本計画策定委員会のなかで検討しているところです。煙突高さは未定ですが、現在の煙突高さである45mよりも高くなる可能性があります。

また、既存施設と同様に粗大ごみや資源ごみを処理するマテリアルリサイクル推進施設も整備します。



(例) 大気質の法規制値と自主基準値

項 目	単位	既存施設		計画施設	
		法規制値	自主基準値	法規制値	自主基準値
ばいじん	$\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$	0.08	0.02	0.04 ^{注2)}	検討中
硫黄酸化物 ^{注1)}	ppm	—	100	—	
	K 値	17.5	—	17.5	
塩化水素	ppm	430	(215)	430	
	$\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$	700	350	700	
窒素酸化物	ppm	250	150	250	
水銀	$\mu\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$	50	—	30 ^{注2)}	
ダイオキシン類	$\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$	1	0.5	0.1 ^{注2)}	

法規制値と同等、またはさらに厳しい自主基準値を設定し、
環境への影響の低減を図ります。

注1) 法では地域により、K値というものを定めており、K値、煙突高さ、ガス量などから規制の濃度が算出できます。既存施設では、K値17.5はおおよそ1,500ppmに相当します。

注2) ばいじん、水銀、ダイオキシン類については、排出基準は施設の設置年により設定されるため、既存施設と計画施設では法規制値が異なります。

次に、環境保全計画についてご説明いたします。

既存施設では、大気質などについて自主基準値を設定しています。自主基準値とは、法律に基づく規制値とは別に、施設を運転するにあたって自主的に設定した基準のことです。

新たな施設においても大気質などについて、法規制値と同等、またはさらに厳しい自主基準値を設定し、環境への影響の低減を図ってまいります。



	年度(西暦)							
	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
基本計画								
環境影響 評価								
事業者 選定								
工事								
試運転								
供用								

整備手法は
DBO方式※

※DBO方式：施設を組合で所有し、設計・建設・運営・維持管理を民間事業者に一括発注する方式

計画施設の供用開始後に、既存施設の解体工事を行う予定です。

次に、事業スケジュール(予定)についてご説明いたします。

スライドに示すとおり、環境影響評価は今年度から令和4年度までの約3年間で行う計画です。また、本事業は、設計・建設・運営・維持管理を民間事業者に一括発注するDBO方式で整備を行うこととしています。令和4年度からその民間事業者の選定、令和5年度から建設工事、その後、試運転を経て令和8年度から供用開始する計画です。

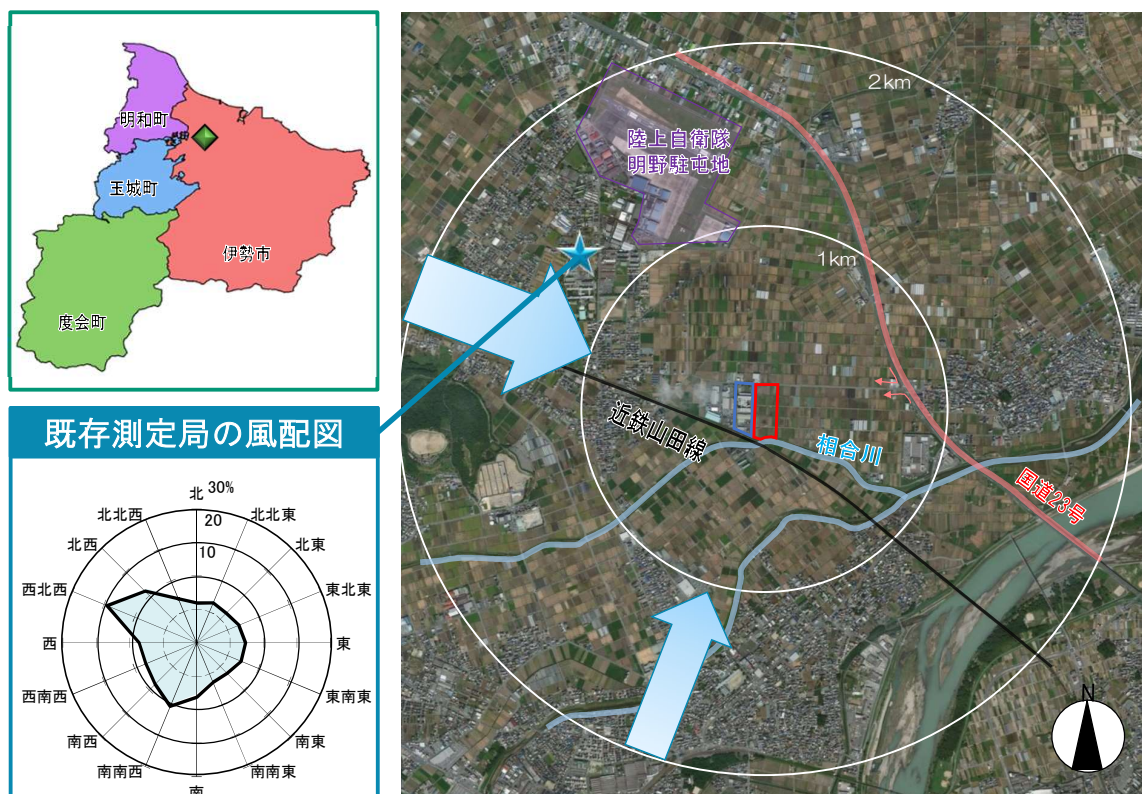
なお、詳細な時期等は未定ですが、計画施設の供用開始後に、既存施設の解体工事を行う予定です。



● 環境影響評価方法書について

- ① 環境影響評価の手続きについて
- ② 事業計画の概要（事業特性）
- ③ 建設候補地及びその周囲の概況（地域特性）
- ④ 環境影響評価項目
- ⑤ 調査、予測及び評価の手法

続いて、③建設候補地及びその周囲の概況（地域特性）についてご説明いたします。



建設候補地及びその周囲の概況を図に示しています。

建設候補地は伊勢市の西側、明和町との市町境付近に位置し、建設候補地内及びその周辺は現在主に田畑となっています。西側や東側には住宅地も見られます。また、建設候補地の南側には相合川や近鉄山田線が接しています。

この地域の風の状況についてですが、左下に示す図は、どの方向からどのくらいの割合で風が吹いてくるかを示したもので、風配図と言います。右側の図は、明野高校にあるアメダスの結果から、令和元年度分の風の状況を整理したものです。この地域では、西北西から吹いてくる風が最も多く、続いて南南西からの風が多くなっているということを矢印で示しています。



● 環境影響評価方法書について

- ① 環境影響評価の手続きについて
- ② 事業計画の概要（事業特性）
- ③ 建設候補地及びその周囲の概況（地域特性）
- ④ 環境影響評価項目
- ⑤ 調査、予測及び評価の手法

続いて、④環境影響評価項目についてご説明いたします。



「どのような**行為**によって、どのような**環境要素**が影響を受ける可能性があるか」を整理したもので、調査、予測、評価を行う項目。

		環境に影響を与える可能性がある行為（影響要因）			
		工事中		施設の稼働時	
		工事の実施	工事用車両の走行	施設の稼働・存在	関係車両の走行
影響を受ける可能性のある環境要素	大気質		●		
	騒音		●		
	振動		●		
	低周波音				
	悪臭				
	水質				
	地下水の水質・水位				
	地盤				
	土壌				
	陸生動物				
	陸生植物				
	水生生物				
	生態系				
	景観				
	廃棄物等				
	温室効果ガス				

工事用車両が走行することで、排ガスや騒音・振動が発生する

まず、環境影響評価項目とは何かについてご説明いたします。

環境影響評価項目とは、「どのような行為によって、どのような環境要素が影響を受ける可能性があるか」を整理したもので、これから調査、予測、評価を行っていく項目になります。

環境に影響を与える可能性がある行為、影響要因を横軸に、影響を受ける可能性がある環境要素を縦軸にとり整理していきます。

例えば、工事中にはトラックなどの工事用車両が走行しますが、排ガスや騒音・振動が発生することから、地域の大気環境を悪化させたり、騒音や振動を大きくしてしまうことも考えられるため、工事車両の走行による大気、騒音、振動を調査、予測、評価を行う項目として選定します。

このようにして環境影響評価項目を選定していきます。



環境に影響を与える可能性がある行為（影響要因）

工事中

●工事の実施

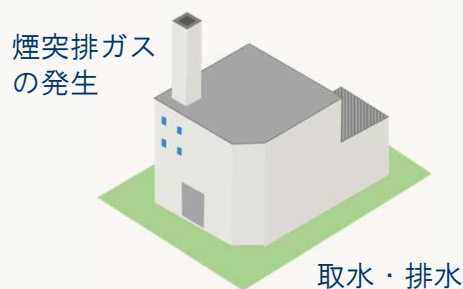


●工事用車両の走行



施設の稼働時

●施設の稼働・存在



●関係車両の走行



次に、影響要因についてご説明いたします。

本事業における環境に影響を与える可能性のある行為としては、大きく工事中と施設の稼働時に分けられます。工事中の具体的な行為としては、重機の稼働、排水の発生、残土などの廃棄物の発生や、トラックなどの工事用車両の走行などが挙げられます。

施設の稼働時については、施設の稼働・存在として煙突排ガスの発生、取水・排水などが挙げられます。また、収集車などの関係車両の走行などもあります。

**影響を受ける可能性がある環境要素**

三重県環境影響評価条例で決められている環境要素

大気質

騒音

振動

低周波音

悪臭

水質

水底の底質

地下水

地形・地質

地盤

土壌

日照障害

電波障害

陸生動物

陸生植物

水生生物

生態系

景観

触れ合いの活動の場

歴史的文化的な遺産

廃棄物

温室効果ガス

放射線



次に、環境要素についてご説明いたします。

影響を受ける可能性がある環境要素については、三重県環境影響評価条例で決められており、大気質、騒音、振動や陸生動物・植物、廃棄物や温室効果ガスなど、スライドにお示した23項目があります。

この23項目中、本事業における環境要素は選定の結果、黄色で強調した16項目としました。



事業特性



地域特性

		影響要因					
		工事中		施設の稼働時			— 既存施設の 解体工事
		工事の実施	工事用車両の走行	稼働の存在	施設の稼働時	走行関係車両の	
環境要素	大気質	●	●	●	●	●	●
	騒音	●	●	●	●	●	●
	振動	●	●	●	●	●	●
	低周波音			●			
	悪臭			●			
	水質	●		△			
	地下水			●			
	地盤			●			
	土壌(土壌汚染)			●			
	陸生動物	●		●			
	陸生植物	●		●			
	水生生物	●		△			
	生態系	●		●			
	景観			●			
	廃棄物等	●		●			●
	温室効果ガス			●			

環境影響評価手続きは新施設を対象としているため、既存施設を含んでいませんが、参考として選定しています。

現況調査

予測

評価

反映

反映

- ・ 地域の環境の現状把握
- ・ 予測に必要なデータの収集

※「△」は、生活排水を公共用水域に排水する場合には、選定します。

次に、環境影響評価項目の選定結果についてご説明いたします。

本事業の事業特性や地域特性を踏まえ、影響要因や環境要素を選択、整理した結果がスクリーンに示す表です。「●」がついている項目が選定した環境影響評価項目で、大気質、騒音、振動から温室効果ガスまで、全部で16個の環境要素を選定しました。なお、「△」となっている項目は、生活排水の放流先を現在検討中であるため、河川などの公共用水域に排水する場合に選定します。

また、環境影響評価手続きは新施設を対象としているため、本来、既存施設の解体工事を含む必要はありませんが、参考として解体工事の実施による大気質や騒音・振動、廃棄物を選定しました。

そしてこの選定した環境影響評価項目について、調査、予測、評価を行います。現況調査の目的は、大気質などの地域の環境の現状を把握すること、予測に必要なデータを収集することの2つで、現況調査の結果は予測や評価に反映していきます。



● 環境影響評価方法書について

- ① 環境影響評価の手続きについて
- ② 事業計画の概要（事業特性）
- ③ 建設候補地及びその周囲の概要
- ④ 環境影響評価項目
- ⑤ 調査、予測及び評価の手法

	工事中		施設の稼働時		一 既 存 施 設 の 解 体 工 事
	工事 の実 施	工事 用 車 両 の 走 行	施設 の 稼 働 時 の 走 行	関係 車 両 の 走 行	
大気質	●	●	●	●	●
騒音	●	●	●	●	●
振動	●	●	●	●	●
低周波音			●		
悪臭			●		
水質	●		△		
地下水			●		
地盤			●		
土壌（土壌汚染）			●		
陸生動物	●		●		
陸生植物	●		●		
水生生物	●		△		
生態系	●		●		
景観			●		
廃棄物等	●		●		●
温室効果ガス			●		

続いて、⑤調査、予測及び評価の手法についてご説明いたします。

調査については、先ほどお示した環境要素ごとにご説明していきますが、廃棄物と温室効果ガスについての調査はないため、赤枠で示した14項目のみとなります。予測と評価については、16項目全てで実施します。

。

一般環境大気質調査(1)



一般的な大気質の状況について、地域の現況を把握するための調査です。

影響要因

建設機械の稼働

煙突排ガスの発生



調査項目

- ・窒素酸化物
- ・浮遊粒子状物質
- ・二酸化硫黄
- ・微小粒子状物質
- ・塩化水素
- ・水銀
- ・ダイオキシン類
- ・粉じん

7日間×4季
※粉じんは
1か月×4季

どのように拡散していくかを予測するため、気象のデータも収集します

○地上気象調査

- 風向、風速、気温、湿度、日射量、放射収支量
- 1年間連続

○上層気象調査

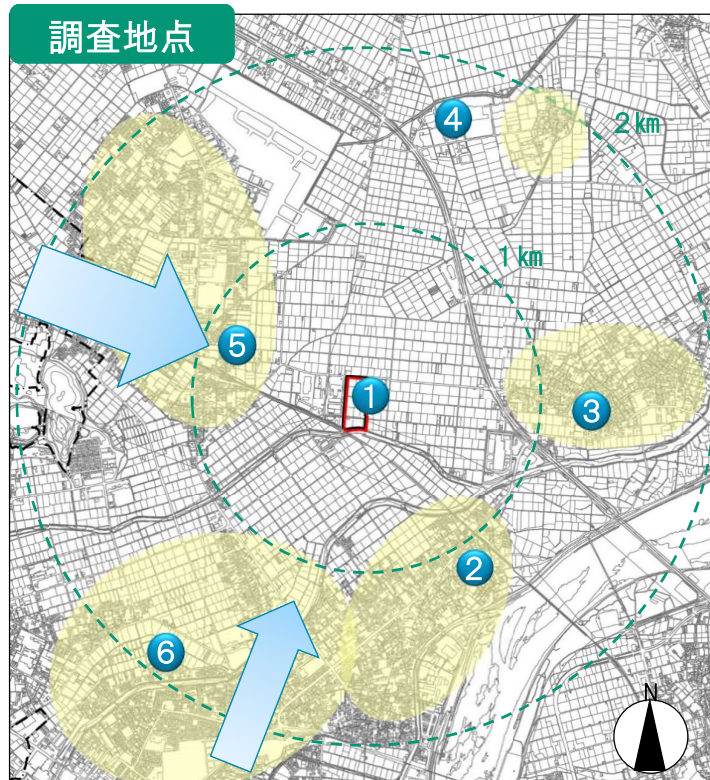
- 風向、風速、気温
- 7日間×4季

まず、一般環境大気質調査(1)についてご説明いたします。

この調査は、一般的な大気質の状況について、地域の現況を把握するための調査です。

一般環境大気質に対して影響を与える可能性のある行為としては、工事中の建設機械の稼働と施設の稼働中の煙突排ガスが挙げられます。これらのことから、窒素酸化物や浮遊粒子状物質などについて調査します。大気質の状況は季節により変動することから、7日間連続の調査を4季行います。

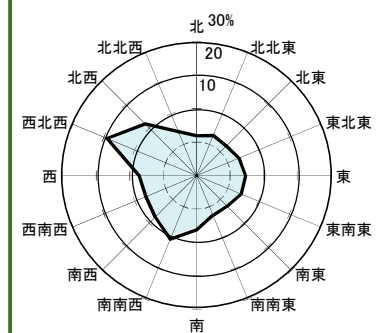
また、排出された物質がどのように拡散していくかを予測するためには、気象のデータが必要になります。そのため、地上気象調査と上層気象調査を行い、風向、風速や気温などの状況を把握します。



地点設定のポイント

- ・ 地域の風の状況
- ・ 住宅地の分布状況
- ・ 東西南北の4方向

既存測定局の風配図



次に、一般環境大気質調査(2)についてご説明いたします。

調査地点は建設候補地内の①と、周辺地域の②～⑥の計6地点としました。これは、大気質の拡散の特性を踏まえ1～2kmの範囲内で、この地域の風の状況や住宅地の分布状況を考慮して設定しています。黄色い網掛けは、まとまった住宅地があることを示しています。

まず、先ほどお示した風配図より、西北西からの風が多いため、建設候補地に対して風下になる②と③を設定しました。続いて2番目に多い風向の風下になる④を設定しています。また、建設候補地に最も近い住宅地付近として⑤を設定し、東西南北の4方向を網羅できるよう、⑥の地点を設定しています。



大気質調査イメージ

上層気象調査
イメージ

次に、一般環境大気質調査(3)についてご説明いたします。

調査は、このような物置小屋などを設置し、その中に測定用の機材などを入れています。

また、上層気象調査では風船のような観測機器を飛ばして測定します。



道路沿道の大気質の状況について、地域の現況を把握するための調査です。

影響要因



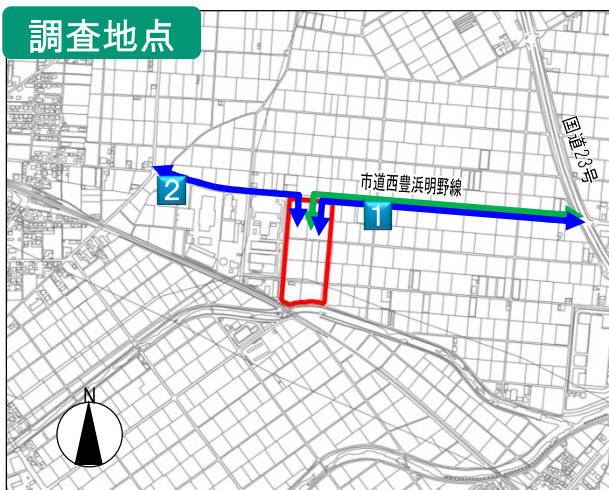
工事用車両や関係車両の走行

調査項目

- ◆ 窒素酸化物
- ◆ 浮遊粒子状物質

7日間×4季

調査地点



地点設定のポイント



- 車両の走行ルート
→車両の台数が最も
多くなる地点

- ↔ 工事用車両走行ルート
- ↔ 関係車両走行ルート

次に、沿道環境大気質調査についてご説明いたします。

この調査は、道路沿道の大気質の状況について、地域の現況を把握するための調査です。沿道環境大気質に対して影響を与える可能性のある行為としては、工事用車両や収集車などの関係車両の走行が挙げられます。これらの行為によって排出される窒素酸化物や浮遊粒子状物質などについて調査します。一般環境大気質と同様に、7日間連続の調査を4季行います。

調査地点は、事業の実施による影響が最大になる地点を設定しています。工事用車両については国道23号から建設候補地北側の市道を通ってきます。収集車などの関係車両についても既存施設と同様に、国道23号などの幹線道路を基本に、建設候補地北側の市道から建設候補地に入ります。従って、車両の台数が最も多くなる北側の市道上の2地点を設定しています。

騒音・振動、低周波音調査(1)



一般的な環境や道路沿道での騒音や振動、低周波音の状況について、地域の現況を把握するための調査です。



調査項目

- ・環境騒音
- ・環境振動
- ・低周波音



平日、休日の2回
各24時間



調査項目

- ・道路交通騒音
- ・道路交通振動



平日、土曜日の2回
騒音：各16時間
振動：各12時間



道路交通騒音・振動の大きさには走行している車の台数が関係するため、交通量の調査も合わせて実施します。

○交通量調査

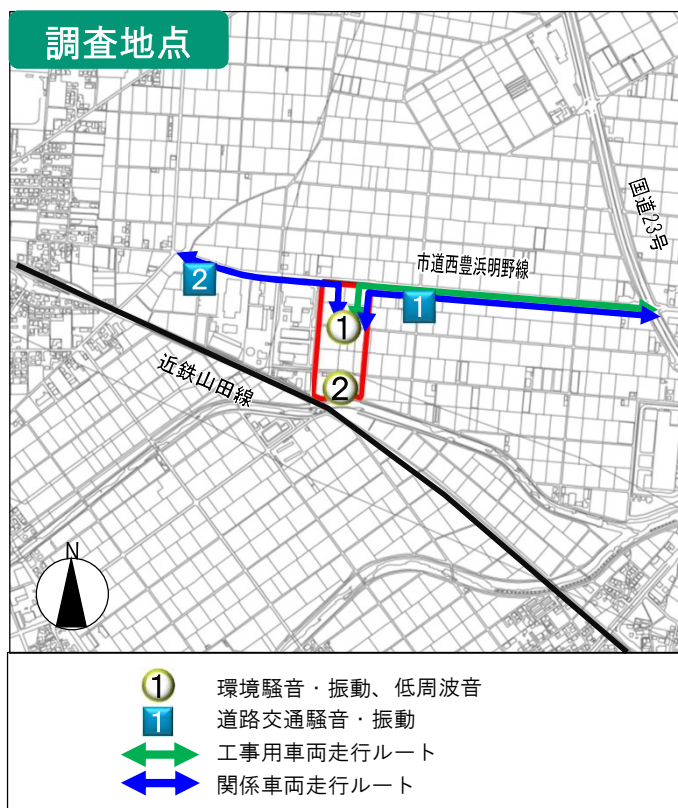
- 交通量、走行速度 等
- 2回 各24時間

次に、騒音・振動、低周波音調査(1)についてご説明いたします。

大気質と同じように、一般的な環境や道路沿道での騒音や振動、低周波音の状況について、地域の現況を把握するための調査です。

環境騒音・振動、低周波音については、平日と休日の2回各24時間の調査を行います。道路交通騒音・振動については、平日と土曜日の2回、騒音は各16時間、振動は各12時間の調査を行います。

また、道路交通騒音・振動の大きさには走行している車の台数が関係するため、交通量の調査も合わせて実施します。



地点設定のポイント



- ・ 他の発生源の影響
→ 鉄道の影響を把握できる地点
- ・ 車両の走行ルート
→ 沿道環境大気質と同様



次に、騒音・振動、低周波音調査(2)についてご説明いたします。

調査地点は、建設候補地の中心付近の地点①のほかに、建設候補地南側に接する近鉄山田線の影響を把握できるように地点②を設定しています。

また、道路交通騒音・振動、交通量の調査は沿道環境大気質と同様の考え方になるため、車両の台数が最も多くなる地点を設定しています。

騒音・振動、低周波音の調査は写真のような騒音計・振動計を設置して測定します。また、交通量については調査員がカウンターで車の台数を計測します。



地点設定のポイント



- ・ 地域の風の状況
 - ・ 住宅地の分布状況
 - ・ 東西南北の4方向
- (一般環境大気質と同様)



▲ 特定悪臭物質調査



◀ 臭気指数調査

次に、悪臭調査についてご説明いたします。

施設の稼働による影響を受けることが考えられるため、建設候補地の敷地境界で2地点と、一般環境大気質と同じ地点②～⑥を設定しています。調査は悪臭が発生しやすい夏に2回実施します。

調査には、においの原因を把握する特定悪臭物質調査と、人の嗅覚を用いた臭気指数調査の2種類があります。



次に、水質調査についてご説明いたします。

工事中の排水や稼働時の生活排水がありますが、建設候補地南側の排水路に排水する場合は、排水路から相合川に合流します。そのため、排水先となる排水路と、相合川のうち合流地点の上流と下流の計3地点を設定しました。

水質は季節変動が考えられることから、4季に各1回実施します。調査は実際に河川の水を採水し、それを分析することで河川の状況を把握します。



地下水を調査する理由

地下水を揚水する
可能性がある



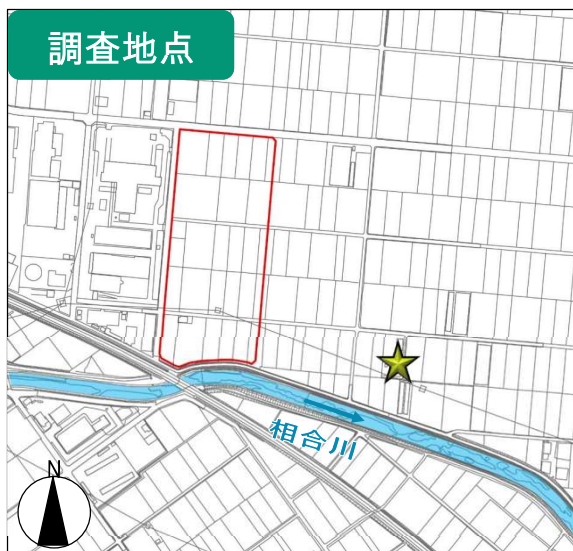
地下水位の変動、
地盤沈下が発生しないか



地下水位の調査
(1年間連続)



調査地点



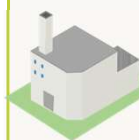
※現況把握のため、地下水質
(ダイオキシン類含む)も調
査を実施します。

地点設定のポイント



・ 周辺の既存の井戸

→井戸水の状況が施設
稼働開始後も変わら
ないか確認できる地点



次に、地下水・地盤調査についてご説明いたします。

現在建設候補地周辺の農地などで地下水が利用されていることから、環境影響評価項目として選定しました。施設稼働時に地下水を揚水する可能性があり、地下水の量が減ることはいないか、また、地盤沈下などが発生しないかを検討する必要があります。そのため、1年間連続での地下水位の調査を行います。また、地下水質に影響を及ぼすような行為はありませんが、現況を把握するためにダイオキシン類などを含む地下水質の調査も実施します。

調査地点は、井戸水の状況が施設稼働開始後も変わらないか確認できるように、建設候補地周辺で現在利用されている既存の井戸としました。

地点設定のポイント

- ・ 既存施設の稼働
→ 既存施設の稼働による影響を把握できる地点



▲ 土壌環境調査

次に、土壌調査についてご説明いたします。

土壌は、煙突排ガスによる影響を確認するために選定しました。

調査については、現在稼働している既存施設の影響を把握するため、一般環境大気質と同じ地点で土壌のダイオキシン類の調査を実施します。また、建設候補地周辺の現況を把握するため、既存施設の敷地内でも実施します。



地点設定のポイント



- ・ 環境(植生など)の状況
→建設候補地から200mの範囲内で、植生などを考慮して網羅的に地点を設定
- ・ 排水の放流先



◀ 昆虫類調査



鳥類調査 ▶

次に、陸生動物・陸生植物・水生生物・生態系調査についてご説明いたします。

建設候補地から200mの範囲について網羅的に調査できるように、植生や土地の利用状況などを考慮して地点を設定しました。また、水生生物については排水を放流する場合を想定して、排水路と相合川で実施します。

種類によって調査に適した時期が異なるため、4季をとおして種類に応じた調査を行います。



地点設定のポイント



- ・ 主要な眺望点
- ・ 公共性・代表性
- ・ 施設が見えるか
→ 地域の代表的な景色の変化を把握できる地点



景観調査

次に、景観調査についてご説明いたします。

施設ができた後にそこから見える景色がどのように変化するかを予測していくため、調査地点は、例えば展望台のような主要な眺望点や、地域の多くの人が普段の生活で利用する公共性・代表性のある場所の中から、計画施設が見えるかどうか、という観点で選定します。眺望点として④の大仏山公園、公共性・代表性のある地点として③の明野駅など、計5地点を設定しています。

調査は葉が茂る着葉季と、葉が落ちる落葉季の2季に、写真撮影による調査を行います。



予測の基本的な手法



A) 計算やシミュレーションなどによる方法

B) イメージ写真などによる視覚的な方法

C) 調査結果・事業計画・類似事例などに
基づいた定性的な方法

次に、予測手法(1)についてご説明いたします。

予測の基本的な手法としては、計算やシミュレーションなどによる方法、イメージ写真などによる視覚的な方法、調査結果・事業計画・類似事例などに基づいた定性的な方法があり、予測項目の内容に応じて適切な方法で行います。



A) 計算やシミュレーションなどによる方法

事業計画



現地調査結果



※イメージ図であり、予測結果ではありません

B) イメージ写真などによる視覚的な方法

既存施設



調査結果イメージ



計画施設

景観予測結果イメージ
(フォトモンタージュ)

※他事例であり、予測結果ではありません

次に、予測手法(2)についてご説明いたします。

例えば大気質の場合、事業計画の内容と現地調査の結果からシミュレーションを行い、スライドに示すような濃度分布図や最大着地濃度が予測結果として得られます。また、景観の場合には現地調査で撮影した写真に計画施設をあわせたフォトモンタージュを作成して予測を行います。



評価手法

基準・目標との整合

環境基準・規制基準などの、環境保全のための目標や法令の規制値との整合が図られているか。

回避・低減

本事業に係る環境影響が、できる限り回避または低減されているか。



予測結果や評価結果も踏まえて、
追加で必要な環境保全措置や事後調査の内容を検討していきます



次に、評価手法についてご説明いたします。

得られた予測結果や現地調査結果を踏まえ、「基準・目標との整合」、「回避・低減」の2つの観点から評価を行います。

「基準・目標との整合」については、環境基準、規制基準などの環境保全のための目標や法令の規制値との整合が図られているかどうかという観点から、「回避・低減」については、本事業に係る環境影響ができる限り回避または低減されるように、必要に応じて事業者の配慮が適正になされているかという観点から評価を行います。

また、予測結果や評価結果も踏まえて、追加で必要な環境保全措置や事後調査の内容を検討していきます。

環境影響評価方法書についての説明は、以上になります。



● 都市計画決定の変更について

- ① 都市計画とは
- ② 都市計画の変更素案の内容
- ③ 都市計画と環境影響評価

● 環境影響評価方法書について

- ① 環境影響評価の手続きについて
- ② 事業計画の概要（事業特性）
- ③ 建設候補地及びその周囲の概況（地域特性）
- ④ 環境影響評価項目
- ⑤ 調査、予測及び評価の手法

● 今後の手続きについて

それでは最後に、伊勢市都市計画課から今後の手続きについてご説明いたします。



方法書・都市計画素案の縦覧

縦覧期間：令和2年6月1日（月）～7月15日（水）

[土日祝日、伊勢図書館、小俣図書館は休館日を除く]

縦覧場所：伊勢市都市計画課、各総合支所生活福祉課、
豊浜支所、伊勢図書館、小俣図書館、
明和町役場、玉城町役場、伊勢広域環境組合

※伊勢市、伊勢広域環境組合のホームページでも閲覧できます。
また、玉城町、明和町のホームページでもご案内しています。

まず、縦覧についてご説明いたします。

方法書および都市計画素案の縦覧については、令和2年6月1日月曜日から7月15日水曜日まで、伊勢市都市計画課や伊勢広域環境組合など、スライドにお示した場所で閲覧できます。また、伊勢市と伊勢広域環境組合のホームページでもご覧になれるほか、玉城町、明和町のホームページでもご案内しています。

**都市計画の素案への意見**

提出用紙：所定の用紙（縦覧場所にあります。またはホームページよりダウンロードできます。）
提出資格：市民または利害関係者

方法書への意見書

記載事項：（様式は任意です）

1. 住所及び氏名
2. 方法書の名称
3. 方法書についての環境の保全の見地からのご意見

提出期限：**令和2年7月15日（水）17時15分**

※郵送の場合は7月15日までの消印有効

提出方法：郵送、FAX、メール、持参

提出先：〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市都市計画課
FAX：0596-21-5585 メール：toshikei@city.ise.mie.jp

最後に、意見の提出についてご説明いたします。

方法書や都市計画素案についてご意見がある方は、ご意見を提出することができます。

まず都市計画の素案へのご意見につきましては、様式が決まっておりますので、縦覧場所に設置してある用紙をお持ちいただくか、ホームページよりダウンロードしていただきますようお願いいたします。

また方法書については、様式は任意ですので、住所・氏名、方法書の名称、方法書についての環境の保全の見地からのご意見を記載してご提出ください。

ご意見につきましては、7月15日水曜日までに郵送、FAX、メールまたは持参にて、伊勢市都市計画課までご提出ください。

ご清聴ありがとうございました。

■手続きに関するお問い合わせ

伊勢市 都市整備部 都市計画課

電話：0596-21-5591

Email：toshikei@city.ise.mie.jp

■方法書及び事業計画の詳細に関するお問い合わせ

伊勢広域環境組合 業務課 整備推進係

電話：0596-37-1218

環境影響評価や都市計画の手続きに関しては伊勢市都市計画課に、方法書や事業計画の詳細に関しては事業者である伊勢広域環境組合にお問い合わせください。

説明は以上です。